

事務連絡
令和5年8月16日

市内障害児通所支援事業所 管理者 様

川口市福祉部障害福祉課長

川口市障害児通所支援事業者に対する安全・安心対策支援事業補助金の申請について（通知）

日頃より、本市の障害福祉行政にご理解とご協力賜り厚くお礼申し上げます。安全・安心対策支援事業補助金の申請を受付いたしますので通知します。

記

1 補助金名

川口市障害児通所支援事業所等に対する安全・安心対策支援事業補助金

2 補助の概要

国の安心・安全対策支援事業において、送迎用車両の改修など、子どもの安全対策を講じるための費用に係る補助を実施することから、市内障害児通所支援事業所に対する補助事業を実施するもの。

3 補助金のメニュー及び留意事項について

別紙1のとおり

4 申請方法

別紙2のとおり

※既に設置した送迎用車両の安全装置の補助金の申請については、別紙3を参照し、申請してください。

5 その他

様式と申請フォームはホームページに掲載しています。

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01070/060/shisetsu/41077.html>

担当 川口市福祉部障害福祉課
施設係 金子
電話 048-271-9442（直通）

安全・安心対策支援事業補助金の申請について

1 補助金のメニューについて

| | | | |
|------|-------------------------------------|--|--|
| メニュー | 送迎用車両の改修支援 | ICTを活用した子どもの見守り支援 | 登降園管理システム支援 |
| 補助概要 | 送迎用車両に安全装置（ブザー等）の設置 | ICTを活用した子ども見守りサービスなどの安全対策に資する機器等の導入に必要な経費を支援 | 登降園管理システム導入支援 |
| 対象 | 児童発達支援（児童発達支援センターを含む） 放課後等デイサービス | 児童発達支援（児童発達支援センターを含む） | 児童発達支援（児童発達支援センターを含む） |
| 補助率 | 定額（補助対象経費と17万5千円を比較し低い額） | 対象経費の4/5 上限額 16万円 | 対象経費の4/5 上限額 16万円（併せて端末購入等を行う場合は56万円） |

2 送迎用車両の改修支援に係る留意事項

(1) 対象となる車両

送迎を目的とした自動車のうち、座席が3列以上の自動車

(2) 対象機器について

安全装置のガイドラインに適合するもの（国が適合する製品リストを公表）
[送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のリストについて（子ども家庭庁HP）](#)

(3) 補助対象経費について

装置・機器の購入費（装置機器の運搬費、設置・据え付け費、工事費を含む）、リース料、導入費用

※安全装置のリストに記載されているオプションについては、原則、補助対象経費の対象外となります。ただし、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（令和4年12月20日 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置の仕様に関するガイドラインを検討するワーキンググループ）5.1.7において機能を有することが望ましいとされているメール、アプリ、SNS又は事業所内での音による警報等についての機能を追加する場合は、補助対象経費に算入することができます。

(4) 事業実施主体以外が設置した場合の補助

送迎用車両の改修支援事業については、次のように障害児通所支援事業所を実施している事業者以外が改修事業を行った場合でも補助対象となります。

ア 送迎を業務委託として受注した業者が設置する場合

受注業者が設置に要した対象経費額（上限 17万5千円）の範囲内で、設置後に上乗せになった委託料の増額分（令和5年度中に支払いが完了した金額）を補助。

イ リース契約の車両にリース元の業者が設置の場合

リース元業者が設置に要した対象経費（上限 17万5千円）の範囲内で、設置後に上乗せになったリース料増額分（令和5年度に支払いが完了した金額）を補助。

補助金の申請について

申請に係る手続きについては、原則として、LOGOフォームを利用した電子申請にて行っていただきます。また、申請については事業所単位での申請となりますので、川口市内で複数の事業所を運営している法人については、事業所ごとに申請をしていただくようお願いします。

1 交付申請

安全・安心対策支援事業交付申請書（エクセルファイル）に事業の対象経費が分かるもの（見積書）を添付し、申請をしてください。

安全・安心対策支援事業交付申請書の作成方法については、「2 安全・安心対策支援事業交付申請書の作成方法」を参照し、作成してください。

添付資料は、PDF ファイルまたは画像データにて送付をしてください。

2 安全・安心対策支援事業交付申請書の作成方法

①基本情報入力シート

- ・色付きのセルに入力またはプルダウンによる選択をしてください。

②交付申請内訳書

送迎用車両の改修支援については次の点に留意してください。

- ・事業費総額については、見積書の金額と一致させてください。
- ・装置の認定番号は、必ず入力してください。
- ・補助対象外の経費については対象外経費欄に必ず計上し、補助対象経費に含まれないようにしてください。

【補助対象となる費用】

- ・機器の購入費用
- ・機器の設置費用

【補助対象外の費用】

- ・機器の修理費用
- ・機器の取り外し費用
- ・オプション機能に係る費用

※ただし、国の安全装置の仕様に関するガイドライン（5.1.7）にて設置が望ましいとして示されている機能については対象経費とする。

③交付申請書

- ・①、②のシートの内容から自動作成されますので入力不要です。

※作成しましたら、申請時にエクセルファイルで送付してください。

3 交付決定通知書の送付

申請内容を精査し、補助金の交付決定を行った場合は、補助金交付決定通知書を送付します。交付決定後、補助事業を実施してください。

4 補助金実績報告書の提出

事業が完了した場合、実績報告書・請求書（エクセルファイル）と次の添付書類を提出していただきます。

添付資料は、PDFファイルまたは画像データにて送付をしてください。

【添付資料】

- ・領収書の写し（支払金額の確認に必要です。）
- ・支払金額の内訳が分かる明細書
- ・設置完了が分かる写真

※送迎用車両の改修支援については、

- ①車両正面の写真 ②運転席部分の写真 ③車両後部の安全装置の写真

5 補助金の支払について

実績報告書を審査し、補助対象経費として認められる場合は補助金を支払します。交付確定通知書及び補助金支払通知については、郵送にて送付します。

【設置後】送迎用車両の改修における補助金の申請について

この申請方法は、送迎用車両の安全装置について、障害児通所支援事業の事業者が、設置後に補助申請をする場合の手続き方法になります。

これから安全装置設置をする場合、委託料・リース料の上乗せ分を申請する場合、ICTを活用した見守り支援事業、登降園管理システム導入支援事業の申請をする場合については、別紙2「補助金の申請について」を参照してください。

1 交付申請

申請については、原則として、LOGO フォームを利用した電子申請にて行っていただきます。また、申請については事業所単位での申請となりますので、川口市内で複数の事業所を運営している法人については、事業所ごとに申請してください。

2 申請に必要な書類

申請にあたっては、申請書兼請求書（エクセルファイル）に次の資料を添付していただき申請をしてください。

申請書兼請求書の作成方法については、「3 請求書兼請求書の作成方法」を参照し、作成してください。

添付資料は、PDF ファイルまたは画像データにて送付をしてください。

【添付資料】

- ・領収書の写し（支払金額の確認に必要です。）
 - ・支払金額の内訳が分かる明細書（対象経費の算出に必要です。）
 - ・設置完了が分かる車両の写真
- ①車両正面の写真 ②運転席部分の写真 ③車両後部の安全装置の写真

3 請求書兼請求書の作成方法**①基本情報入力シート**

- ・色付きのセルに入力またはプルダウンによる選択をしてください。

②交付申請内訳書

- ・事業費総額については、領収書の金額と一致させてください。
- ・装置の認定番号は、必ず入力してください。
- ・補助対象外の経費については対象外経費欄に必ず計上し、補助対象経費に含まれないようにしてください。

【補助対象となる費用】

- ・機器の購入費用

- ・機器の設置費用
- 【補助対象外の費用】
- ・機器の修理費用
- ・機器の取り外し費用
- ・オプション機能に係る費用

※ただし、国の安全装置の仕様に関するガイドライン（5.1.7）にて設置が望ましいとして示されている機能については対象経費とする。

③申請書兼請求書

- ・①、②のシートの内容から自動作成されますので入力不要です。
- 作成が終了しましたら、申請時にエクセルファイルで送付してください。

4 補助金の支払について

提出していただいた申請書兼請求書のファイルと添付資料の内容を審査し、補助対象経費として認められる場合は交付決定をし、補助金を支払します。

なお、交付決定通知書及び補助金支払通知については、郵送にて送付します。